

島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則32号。以下「規則」という。)の規定に基づき、島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、旅行事業者が島根県への観光を目的とした貸切バス旅行(以下「補助事業」という。)を実施する経費等の一部を予算の範囲内で補助することにより、島根県への旅行商品造成を促進し、県内観光産業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている者とする。

(補助対象事業)

第4条 以下の要件を満たす団体向け「受注型企画旅行」(旅行者の希望する日程、内容、旅行料金にもとづき、旅行事業者が旅程を提案する旅行をいう。組織内募集型の企画旅行を含む。)及び個人向け「募集型企画旅行」(旅行会社が、目的地、日程、交通手段、宿泊先などをあらかじめ設定し、広告等によって不特定多数の参加者を募集して実施する旅行をいう。)を補助対象とする。

- (1) 中国五県を除く地域を貸切バスの発地とするバスツアーであること。
ただし、石見、隠岐地域での宿泊が1泊以上ある場合は除外地域を島根県のみとする。
- (2) 島根県内のホテル、旅館などの宿泊施設(以下「宿泊施設」という。)に一泊以上宿泊すること。
- (3) 島根県内の観光施設等(宿泊施設を除く。以下同じ。)を行程に3か所以上含めること。各施設から立ち寄り証明書の発行が受けられること。ただし、知事が別に定めるところにより、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではない。
- (4) 団体の構成人数が20名(乗務員及び添乗員は含まない。実績ベースとする。)以上であること。ただし、石見、隠岐地域での宿泊が1泊以上ある場合は15名以上とする。
- (5) 次に掲げる旅行は補助対象外とする。
 - ① 学校行事として実施する旅行
 - ② 会議や研修を目的とした旅行
 - ③ 宗教活動、政治活動を目的とした旅行

(6) 島根県及び公益社団法人島根県観光連盟等が実施する他の補助金を受けていないこと。

(補助金額)

第5条 補助金額は、下表の区分に応じ、それぞれの島根県内の宿泊数を乗じた額とする。

区分	旅行実施期間	バス1台あたりの金額
前期	4月1日から9月30日(帰着)	30,000円
後期	12月1日から3月31日(帰着)	50,000円

(補助事業の認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、受付期間内であって旅行実施の10日以上前に島根県知事(以下「知事」という。)あてに様式第1号に添付書類を添えて補助事業の認定申請を行わなければならない。

(1) 受付期間 別途定める

(2) 添付書類

①お客様に提出した企画書(行程に3か所以上の観光施設等が確認できること)、旅行代金、宿泊施設等が明記されていること。

②貸切バスを利用することがわかる書類(バス会社、バス代金が明記されていること)

2 知事は、前項の申請があった場合には、内容を審査し、適当であると認めるときは、原則として、認定申請書を受理した日から30日以内に様式第2号により通知を行うものとする。

(事業の変更・中止)

第7条 前条により認定を受けた者(以下「認定者」という。)が、旅行実施までに補助事業の計画を変更又は中止する場合は、速やかに様式第3号により申請を行わなければならない。

2 知事は、変更の申請があった場合には、内容を審査し、様式第4号により通知を行うものとする。

3 知事は、中止の申請があった場合には、様式第5号により通知を行うものとする。

(交付申請及び実績報告)

第8条 認定者が、補助金の交付を受けるためには、規則第4条の規定により、補助事業完了後14日以内又は補助事業の完了年月日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、交付申請書兼実績報告書(様式第6号)に添付書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではないが、3月31日までの提出を厳守とする。

(1) 添付書類

①旅行契約、旅行商品の行程表等旅行内容がわかる資料

②貸切バスを利用したことがわかる書類

(バス会社、バス代金が明記されたバス会社発行の請求書等)

③宿泊施設が発行する宿泊証明書(様式第7号)

④観光施設が発行する立ち寄り証明(様式第8号)

(交付決定及び額の確定)

第9条 知事は、前条の交付申請があった場合には、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めた時は、補助金の交付を決定し、様式第9号により通知を行うものとする。

2 規則第11条の規定による交付額の確定は、前項の交付決定と併せて行う。

(書類の保管)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び全ての証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月20日から施行する。

この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

この要綱は、平成29年3月15日から施行する。

この要綱は、平成30年3月15日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する

ただし、この要綱の施行の日以後の旅行に係る補助事業の認定に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。